

「人材の確保及び活用に係る防衛省及び消防庁の相互連携に関する申合せ」について

総務課

1. はじめに

一層厳しさを増す安全保障環境の中、自衛官の処遇改善、勤務環境の改善、そして新たな生涯設計の確立が喫緊の課題となっており、政府においては、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」を設置し、令和6年12月20日、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」が取りまとめられました。

基本方針の中では、「自衛官として培った知識・技能・経験を地域防災に一層活用するべく、地方公共団体における退職自衛官の採用の拡大、安定的な雇用の確保、職務や責任にふさわしい処遇の確保が進むよう関係省庁が連携して地方公共団体への働きかけを行う」こととされました。

これらを踏まえ、消防庁及び防衛省では、令和7年3月7日に、「人材の確保及び活用に係る防衛省及び消防庁の相互連携に関する申合せ」（以下「申合せ」という。）を行いました。

2. 申合せの内容

申合せの内容について、以下（1）～（8）のとおりにご紹介します。

（1）自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成

消防庁は、消防防災ヘリコプターを運航する地方公共団体（以下「運航団体」という。）のうち、自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成を希望するものがある場合は、自衛隊操縦士養成施設における受入れの可否について、その都度、防衛省と協議することとする。

また、防衛省は、自衛隊操縦士養成施設における受入れが可能である場合は、自衛隊操縦士養成施設において、消防防災ヘリコプター操縦士の養成を実施することとする。

（2）若年定年退職自衛官の消防防災ヘリコプター操縦士等の消防吏員等としての活用

消防庁は、毎年度、以下の情報を防衛省に提供することとする。また、防衛省は、消防庁より情報提供があった場合は、運航団体及び消防本部への採用を希望する若年定年退職自衛官にその情報を提供することとする。

- ・運航団体による操縦士、運航安全管理者、航空整備士の募集に関する情報
- ・消防本部による自動車整備士、海技士及びその他消防業務に係る職務の募集に関する情報

（3）任期満了退職自衛官の消防吏員としての活用

① 退職予定の任期制自衛官に対する情報提供等

消防庁は、毎年度、各消防本部の採用試験の予定等の情報を防衛省に提供し、防衛省は、その情報を、消防吏員を志願する退職予定の任期制自衛官に提供することとする。

また、消防庁は、各消防本部及び市町村に対し、退職予定の任期制自衛官を対象とする再就職に関する説明会の機会等を利用し、消防の任務等について情報提供を行うよう促すこととする。

② 各消防本部に対する情報提供等

防衛省は、消防吏員を志願する退職予定の任期制自衛官に対し、任期制自衛官としての任期を修了予定である事実等を証する資料を交付し、消防庁は、毎年度、各消防本部及び市町村に対し、この取組について情報提供を行うこととする。

（4）若年定年退職自衛官及び任期満了退職自衛官の消防団員としての活用

消防庁は、各消防本部及び市町村に対し、消防団への募集に関する情報を各自衛隊地方協力本部へ提供するよう促すこととする。

また、防衛省は、各自衛隊地方協力本部に対し、各消防本部及び市町村との連携・協力を促すとともに、消防団への募集に関する情報について、退

職予定の若年定年制自衛官及び任期制自衛官への積極的な提供を行うよう促すこととする。

(5) 若年定年退職自衛官の地方公共団体の防災・危機管理部門における活用

防衛省及び消防庁は、連携して、地方公共団体の防災・危機管理部門における若年定年退職自衛官の活用に関する理解を促すこととする。

(6) 自衛官、消防吏員及び消防団員の確保に向けた取組の推進

防衛省は、各自衛隊地方協力本部に対し、各消防本部及び市町村との合同採用説明会等の開催を促すこととする。

また、消防庁は、各消防本部及び市町村に対し、各自衛隊地方協力本部との合同採用説明会等の開催を促すこととする。

防衛省及び消防庁は、各自衛隊地方協力本部と各消防本部及び市町村が連携して実施した合同採用説明会等の事例を収集し、その成果を相互に情報提供するなどの取組を推進することとする。

(7) 若年定年退職自衛官及び任期満了退職自衛官の消防設備関連の企業における活用

消防庁は、消防設備関連の企業に対し、消防設備の業務における勤務環境、キャリアパス、必要又は有用となる資格を示すなど、退職予定自衛官への広報を積極的に行うよう促し、防衛省は、各自衛隊地方協力本部に対し、消防設備関連の企業が行う広報について、退職予定の若年定年制自衛官及び任期制自衛官への積極的な提供を行うよう促すこととする。

また、防衛省は、各自衛隊地方協力本部に対し、消防設備関連の企業へ業種説明会や合同企業説明会に関する情報提供を行うとともに、インターンシップの機会の設定などの取組を行うよう促し、消防庁は、消防設備関連の企業に対し、業種説明会への講師の派遣、各自衛隊地方協力本部や一般財団法人自衛隊援護協会等が開催する合同企業説明会への参加、インターンシップの受け入れなどの協力を行うよう促すこととする。

(8) 協議

本申合せの解釈に疑義が生じた場合、本申合せの改定が必要な場合又は本申合せに定めのない事項を定める必要が生じた場合は、防衛省及び消防庁は協議を行うものとする。

3. おわりに

消防庁といたしましては、本申合せに基づき、防衛省と連携し、各消防本部における退職自衛官の更なる活躍をしっかりと推進してまいります。

問合せ先

消防庁総務課 企画係
TEL: 03-5253-7506